

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

税務署  
受付印

令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

※  
欄  
は  
記  
入  
し  
な  
い  
で  
く  
だ  
さ  
い  
。

税務署長

〒

届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号) - - - - )

第 70 条の 4 第 22 項  
租税特別措置法 第 70 条の 6 第 28 項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、

令和 年 月 日に 耕作の放棄 があり、同条 第 23 項 の新たな営農困難時貸付けを  
第 28 項

を行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所 (居所)		氏名	
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日 被相続人相続(遺贈)				昭和 平成 年 月 日 令和

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受け ていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務 所)の所在地		氏名 又は 名稱	
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自: 平成 令和 年 月 日 至: 平成 令和 年 月 日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)

(事情の詳細).....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな営農困難時貸付けに関する事項

新たに借り 受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務 所)の所在地		氏名 又は 名稱	
新たに営農困難時貸 付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日	

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) (1)及び(2)に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
	年 月 日		

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6 第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4 第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 6 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。